

# 「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」(案)の概要

---



令和元年9月

金融庁

# 融資に関する検査・監督の見直しについて

## 1. 金融検査マニュアル廃止に向けた対応

平成30年6月

- 新しい検査・監督の考え方と進め方を整理し、「検査・監督基本方針」を公表。
- ✓ 分野別の基本方針を策定した上で、平成31年4月以降に検査マニュアルを廃止する方針を明記。

(参考)その後公表した分野別の基本方針

- コンプライアンス(平成30年10月)
- 健全性(平成31年3月)
- ITガバナンス(令和元年6月)

平成30年7月以降

- 検査マニュアルの「別表(※)」に関して、有識者、業界団体、公認会計士協会、日本銀行、日本商工会議所等による検討会をのべ4回開催。

※ 「別表」は、不良債権を分類し、損失額を見積もり引当を算定するルールを示したもの。

令和元年9月10日

- 「別表」に代わるディスカッションペーパーの意見募集を開始。

令和元年12月

- 寄せられた意見を踏まえ本文書を最終化し、検査マニュアルを廃止。

## 2. 融資に関する検査・監督の見直しの背景

### バブル崩壊時

- 借り手は不動産等へ投資を集中。
- 資産価格の急落を主要因として、借り手は大幅な債務超過におちいり債務返済能力が著しく低下
- 不良債権問題への対応が最優先課題。

⇒ 当局は、金融検査マニュアルを用いて、実質債務超過かどうかを重視した厳格な自己査定・償却・引当を金融機関に求めた

### 過去を重視した実務が定着

- 顧客の足元の財務状況や担保・保証を重視して融資
- 足元の財務状況で債務者区分し、過去実績と担保・保証の有無を重視して引当

### 現在

#### 融資を取り巻く環境変化

- 人口減少、高齢化の進展、産業構造の変化などにより、借り手の本業の経営悪化の要因が多様化
- 低金利環境の長期化に伴い、金融機関は厳しい収益環境
- 金融機関においては、融資業務についても、経営理念を明確にし、自らの強みを活かして独自の取組みを行う動きが広がりつつある。

⇒ これまでの融資に関する検査・監督は、各金融機関のビジネスモデルとは切り離して、特定の内部管理態勢のあり方を想定して設計されてきたため、金融機関の融資に関する様々な取組みや将来損失の的確な見積りを制約する結果となっている可能性が指摘されている。

検査マニュアルによる画一的な対応を如何に改めるか

### 3. 融資に関する検査・監督の考え方と進め方(案)

#### 金融機関が創意工夫を行いやすくするにはどうしたらよいのか。

- ① 一律の目線ではなく、金融機関の経営理念・戦略の多様性があることを理解し、金融機関の個性・特性に着目し、これに即した検査・監督を行う。
  - ② 当局が①のような検査・監督を実践することで、
    - (a) 早期に顧客の業況の変化を引当に反映させることにより、迅速な支援が可能となる
    - (b) 将来を見据えた幅広い情報に基づき、よりの確な金融仲介、引当が可能となる
- ※ 当局は、金融機関の経営理念・戦略との整合性に着眼することで、金融機関の金融仲介・支援や引当の合理性を検証することができる。

#### ① 金融機関の経営理念・戦略に応じた検査・監督

1. 金融機関の個性・特性(=全体像)を理解する。
  - 金融機関がどのような経営環境の中で、何を目指しているのか(経営理念)、そのためにどのような経営戦略や融資方針、リスクテイク方針を採用しているのか
2. その上で、どのように金融仲介機能を発揮しようとしているのか、それに伴う健全性上の課題は何かを明らかにする(健全性と金融仲介は表裏一体)。
  - 例えば、地域に根ざした融資を行うのであれば、当該地域の産業事情に通じているか、当該産業特有のリスクにどのように対応しようとしているのか等

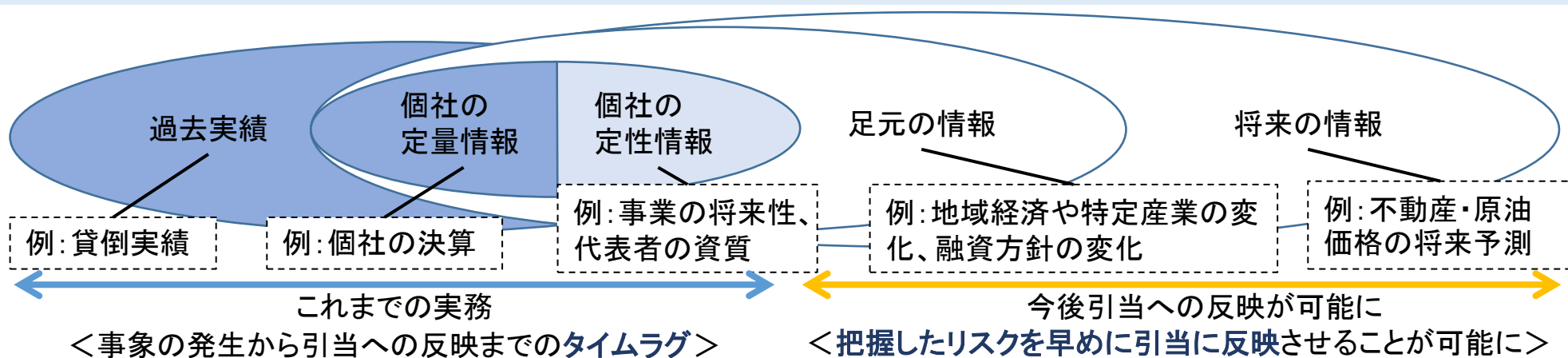
## ② 将来を見据えた引当の見積り

1. 金融検査マニュアルに基づいて定着した現状の引当実務(主に過去実績を基に算定)は否定しない。
2. マニュアルに記載がなくとも、足元や将来の情報に基づきよりの確な引当と早期の支援を可能に。

(例1) **自然災害**(個社毎の損失額が不明な段階でも、類例や被災状況等を踏まえ大まかに推計・引当)

(例2) **技術革新**(関連会社のメーカーからの受注に実際に影響が出る前でも、将来の受注減少が見込まれれば予め引当)

(例3) **特定産業の好・不調**(足元好調でも、将来の不調が見込まれれば引当に反映)



(注) **健全性・適切性の観点から問題**があると認められる場合には、従前同様、ガバナンス・態勢の是正や、償却・引当の適切な見積りを求める。

(是正を求める事例)

(例1) 恣意的な信用状態の仮装 (例: 返済可能性のない利息追貸し、迂回融資、循環取引を用いた売上の仮装、信用力のないグループ会社による保証など)

(例2) 根拠のない引当の過少見積り (例: 貸倒れが少ない時期の過去実績のみを用いるなど)

(例3) 貸出先の信用状態の悪化に気付かず、突発破綻が繰り返し発生

## 4. 金融機関を含む関係者の現在及び今後の取組み

### 現在の取組み

- 既に、本文書の考え方に即して引当を**実践**、又は**検討**している金融機関が存在。

(取組み事例)

- 地銀協と公認会計士協会が連携して外部の共通データベース(CRITS、SDB等)の情報を利用した引当の見積もりについて検討中(地銀協は日本銀行にもデータ分析に関する連携を依頼)。
- 個別金融機関でも、地元の特定産業のリスクやミドルリスク先貸出のリスクなどを踏まえた引当を**実践・検討**。

### 今後の取組み

特に、将来を見据えた引当の見積りを進めやすくするためには、本文書で示している視点や事例などに加え、**今後も事例の蓄積や関係者間での認識の共通化**が求められている。

- 業界団体、公認会計士協会、日本銀行、金融庁をメンバーとした**実務レベルの会議**を開催し、**新たな課題や事例**などを議論し、その結果を公表していく。
- 引当の見積りの改善に向けて検討を行っている**個別金融機関の要望**に応じて、オフサイトモニタリングの一環として、財務局と連携して**意見交換**を行う態勢を整備していく。

# 金融検査マニュアル別表の概要

○ 債務者区分を行った上で、担保・保証の有無等をベースに債権をⅠ～Ⅳに分類し、貸倒引当金を算出することを規定。

## 金融検査マニュアル別表における債権分類基準

		高い ←	回収の可能性		→	低い
債務者区分	担保などの分類	(保証協会などの保証)	(優良担保)	一般担保(不動産担保等)		担保なし
				相(処)当(評)分(価)可(能)の(見)込(額)の(%)	相(見)当(評)分(価)額(の)差(額)の(%)	
不良 ↑ 財務内容 ↓ 健全	破綻先	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ(第4分類):回収不能債権 Ⅲ(第3分類):回収に重大な懸念のある債権 Ⅱ(第2分類):回収に注意を要する債権 Ⅰ(第1分類):正常債権
	実質破綻先	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、手形交換所の取引停止処分などの事由により経営破綻に陥っている債務者 実質破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状態にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者
	破綻懸念先	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	破綻懸念先 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
	要管理先	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	要注意先 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
	要注意先	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	うち要管理先 要注意先債務者のうち、「3カ月以上延滞債権」にかかる債務者又は「貸出条件緩和債権」にかかる債務者
	正常先	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	正常先 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者